

	点検項目	令和3年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	教職員向けに開催したいじめに関する研修で、いじめの定義について、周知した。	引き続き教職員研修時に周知する 研修資料を学内サーバへ掲載し、常時閲覧可能とする	-
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	2か月に1回という頻度では無かったが定期的に開催した。	2か月に1度以上開催する	令和5年3月
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	独立行政法人教職員支援機構の校内研修シリーズを用いて研修を行った。	引き続き教職員研修を行う	-
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	年度初めにいじめ防止プログラムを作成し、HP等で公開している。	引き続き定期的なプログラムの見直しと周知を行う	-
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	年度初めにいじめ防止プログラムを作成し、HP等で公開している。	引き続き学内サーバやHPへ掲載し周知する	-
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	気になる学生については面談を実施し、面談の結果を学生相談室へ報告している。	気になる学生については、学生相談室へ相談及び情報共有を行う体制としている	-
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	いじめ早期発見・事案対処マニュアルを作成し、学内サーバへ常時掲載及び、教職員向けに開催したいじめに関する研修で周知している。	引き続き周知する	-
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	いじめ防止等基本計画に記載のとおり、いじめ事案が発覚された場合、いじめ対策委員会を開き情報を共有している。	引き続き委員会にて情報共有を行う	-
9	令和3年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和4年度の実施計画に反映しているか	毎年度末に見直しを行っている。	引き続き毎年度末に見直しを行う	-
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年4回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	定期的に開催し、アンケート結果を担当やいじめ対策委員会で共有している。	引き続き定期的な開催と情報共有を行う	-
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている	いじめ対策委員会規程に委員にスクールカウンセラーを含む旨、記載されている。必要に応じて、カウンセリング記録などの情報を共有している。	引き続き情報共有を行う	-
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	2月の終業式時に実施（講演会形式）	引き続き実施する	-
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組を実施している。	学生向けにいじめ防止等研修にて周知している。	引き続き研修等で周知する	-
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取り組みを推進している。	ピアサポート活動にて、学生間での相談体制を構築している。	引き続き実施する	-
15	学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	HPでいじめ防止等基本計画と、いじめ防止プログラムを公開している。	引き続き計画の見直しと周知を行う	-
16	いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	成績発送時にいじめ防止等対策についての資料を同封し学生保護者へ周知している。	引き続き実施する	-
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	運営諮問会議等で本校のいじめ防止等基本計画の説明は行っていない。	説明の場を検討する	令和5年3月
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができています。	いじめ防止等基本計画に定めている。	事案発生時に速やかな連携が取れるよう連絡体制の確認を行う	令和5年3月